

全農縣聯に於ては七月七日企救郡企救町城野所在組合本部事務所
に常任委員會開催、各地支部所在地の被害状況報告後水害対策協
議の結果左の通函場一致決定せり。

一、被害水田に對しては即時之が復舊に努め地主に對し復舊費用
の請求を爲すか又は收穫期に之が費用を計算して小作料の減
額要求をなすこと

二、市町村關係の道路河川の決壊に對しては積極的に復舊の要求
をなすこと、但し縣道河川に對しては小倉土木管區事務所に
要求すること

以上

報告第三八六號

日農浮羽郡聯合會都農會役員要求問題（其の二）